

平成27年度旭川市子ども・子育て審議会  
第2回放課後の児童の居場所づくりに係る方針策定専門部会 議事録

- 開催日時 平成27年12月18日(金) 18:30~20:00
- 開催場所 旭川市第二庁舎2階 会議室
- 出席者
  - ・部会委員 大橋委員, 斉藤委員, 佐藤委員, 松村委員, 山村委員(50音順)
  - ・旭川市子育て支援部こども育成課  
堀内課長, 宮川主幹, こども事業係 工藤係長, 田中主査, 清原

○ 議事概要

1 開会

2 協議事項

(1) 諮問事項について

(事務局)

前回, 調査審議を行った部分のうち, 次回までに方針全体の整合性や「旭川市子ども条例」の観点を踏まえて整理することとされていた「第2章 1 方針の基本的な考え方」について, 資料1「第2章 方針の基本的な考え方(修正案)」に基づき, 説明。

目標像の実現に向けた取組として, 第3章の「1 児童センター」から「3 放課後児童健全育成事業」までの「場所の確保に向けた取組」と第3章の「4 放課後の児童の居場所づくりを支える人材の確保及び育成」での「担い手の確保に向けた取組」を進めていくとともに, さらに「子どもに対する提供メニュー等」として, 本方針策定後, 場所と担い手に係る取組状況を踏まえながら整理を進めてまいりたい。

(全委員)

修正案について, 了承。

資料2「旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針(案)」第3章「具体的な取組内容」の「2 放課後子供教室」から「3 放課後児童健全育成事業」まで各内容毎に事務局より説明を行い, 審議。

○「第3章 具体的取組内容 2 放課後子供教室」について

(A委員)

一般的な概要でいうと, 放課後子どもプランとして連携により実施するというところで, いわゆる放課後子供教室と放課後児童健全育成事業が掲げられているが, 留

守家庭児童会と放課後子供教室と併せたグラフがなくては、旭川市全体として放課後の居場所がどういう状況になるのかわからない。

また、前回の部会の中ではスペースとして学校の活用が難しいということとプログラムに関して、大人の独善的な内容ではなく、小学生が放課後に行ってみたいというプログラムなど、旭川市として放課後子供教室を行うといったことであれば、しっかり内容を考えていかななくてはならないと思う。

(事務局)

放課後子供教室の必要性という部分とプログラムの大切さについては、長続きするため既存の住民活動の部分と何らかの形で子どもが興味をもつものと接点を見つけながらの作業になると思っている。プログラムの内容については時間をかけて検討を進めていきたいと考えている。

事業の効果としては、留守家庭児童会をベースにみてしまうと、中核市における放課後児童健全育成事業の利用の割合と児童館・児童センターの利用状況の資料をまとめたことがある。

傾向としては、他の中核市においては、幅広い受け皿があるとのことで放課後児童健全育成事業の割合が低い状況にあり、また、一部の中核市においては放課後児童健全育成事業の利用者負担を徴収していない自治体では児童クラブの利用割合が高いなど、一概に傾向的に整理できなかった。

しかしながら、本市では市内において児童センターが6か所しかなく、限られた地域の子どもがいろいろ集まって様々な経験をする場所や機会となっており、児童センターが設置されていない空白地域を中心に放課後子供教室の取組を進めていきたいと考えている。

(A委員)

放課後児童健全育成事業と放課後子供教室では提供されるサービス内容は変わらないのか。

(事務局)

放課後児童健全育成事業より放課後子供教室の方が地域との関わりが深いので、メニューは多様化されると考えている。3か所の放課後子供教室と6か所の児童センターで終了するのではなく、様子を見ながら放課後子供教室の可能性を追求していきたいと考えている。課題として、コーディネートする人材やスタッフを養成することはしっかりしていかななくてはならないと考えている。

(B委員)

今後のスケジュールの考え方としては、平成29年度2か所、平成30年度1か所で放課後子供教室の設置となっているが、以降の予定はどのように考えているのか。

(事務局)

平成28年度において、庁内の関係部局による検討会議を立ち上げることを予定しており、メニューや人材の関係、長続き出来る仕組みについて検討を進め、社会教育施設等の活用など数を増やしていくことを模索していきたいと考えている。

(B委員)

留守家庭児童会以外の放課後の居場所があるのはとても良いことと思う。一方では学校施設や町内会館などの場所の確保が大変であると思うが、受け皿づくりに努めていただきたい。

(A委員)

プログラムの内容については庁内の検討会議の中で図られるのか。

(事務局)

どういうメニューとするか検討を行うに当たり、外部の方に協力をいただきながら整理を行い、また、平成29年度の取り組みを進めていくにあたり、審議会での意見聴取・反映により良いものとしていきたいと考えている。

#### ○「第3章 具体的取組内容 3 放課後児童健全育成事業」について

(A委員)

民間事業者としては幼稚園を考えているのか。本事業に興味関心をもっている幼稚園は多いのか。

(事務局)

本年度、市内の幼稚園へ意向調査を行ったところ、13園ほどで興味関心をもっているとの回答をいただいたところである。しかしながら、様々な事由により平成28年度から新たに運用を予定している幼稚園はない状況にある。

(A委員)

幼稚園で放課後児童健全育成事業を実施する場合、卒園児がそのまま利用することが多いのか。

(事務局)

卒園児がそのまま利用することもあるが、また、事業者においては近隣の複数の小学校へ送迎を行っていることもあり、卒園児以外の利用も多く見受けられる。

(A委員)

従事している支援員が大変な思いをして運営に当たっている。また、児童会によって内容や質が異なるので、質の確保に関して、研修や待遇の充実についてしっかり考えていただきたいと思う。

(B委員)

定員が多いと管理面や安全面など支援員は大変である。また、民間事業者による運営においてはカリキュラムが充実していることもあり、保護者や児童が選択でき

る形は非常に良いと思う。しかしながら、負担金の差が大きいと選択が難しくなるので、留守家庭児童会との料金設定の差が埋まると良いのではないかと思う。

(C委員)

留守家庭児童会における利用の要件である保育の必要性はどのようなものなのか。申込みに際して、雇用証明などを添付させているのか。

(事務局)

保育の必要性の要件については、保育所と同様であり、就労の要件であれば、雇用証明書など必要書類を添付いただいている。

(C委員)

本当に必要な方が利用しているのかといったことを疑問に感じている。例えば、入所後直ぐに辞めたりとか、一方では利用決定されれば出されないと思っている方が多いと耳にする。こうしたことから継続的な利用状況の把握など、本当に必要な方に提供するような取り扱いとして運用いただきたい。

(事務局)

次年度の申込みの取扱いに関して、現在、検討しているところであり、その中で御意見をいただいた内容について整理を進めていきたいと考えている。

- 資料2「旭川市放課後の児童の居場所づくりに係る方針（案）」第3章「具体的な取組内容」の「2 放課後子供教室」から「3 放課後児童健全育成事業」までの市の考え方について、概ね妥当と判断することで決定した。

### 3 その他

- ・ 次回の開催日時について

平成28年1月13日（水） 午後6時40分から（本日と同じ場所）

### 4 閉会